

江府町規則第 9 号

江府町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

江府町長 白石祐治

江府町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

江府町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成29年3月29日江府町規則第6号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
第1条～第14条の1 略 <u>(特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支払方法)</u> <u>第14条の2 特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給は、原則として、支給決定を受けた者に対する償還払いにより行う。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給対象となるサービス等を提供する事業者等が、様式第35号による特例介護給付費及び特例訓練等給付費代理受領申出書をあらかじめ町長に提出し、かつ、支給決定を受けた者から代理受領について委任を受けた場合は、町長は、当該事業者等に特例介護給付費及び特例訓練等給付費を支払うことができる。</u> <u>(代理受領による支給)</u> <u>第14条の3 前条第2項の規定により事業者等に特例介護給付費及び特例訓練等給付費を支払った場合は、支給決定を受けた者に対して当該特例介護給付費及び特例訓練等給付費を支給したものとみなす。</u> <u>2 前項の規定により支払を受けた事業者等は、支給決定を受けた者に</u>	第1条～第14条の1 略

<u>対し、その支払額を通知するものとする。</u> <u>(代理受領時の利用者負担額)</u> <u>第14条の4 サービス提供事業者は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第14条の2第2項の規定により支給決定を受けた者に代わって特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支払を受ける場合は、当該サービスの提供に係る費用の額から、当該事業者に支払われる特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額を控除して得た額を、利用者負担額として当該支給決定を受けた者から受けるものとする。</u> 第15条以下 略 別紙1 別紙3 別紙5	第15条以下 略 別紙2 別紙4
--	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行日前に行われた特例介護給付費等に係る申請その他の手続については、この規則による改正後の江府町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定により行われたものとみなす。
- この規則の施行日前に利用した特例介護給付費等の対象となるサービスについて、町長が必要と認める場合は、改正後の第14条の2及び第14条の3の規定を適用することができる。